

川崎医療短期大学公的研究費内部監査実施細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、「川崎医療短期大学公的研究費の取扱いに関する規程」第18条第1項に定める公的研究費内部監査について必要事項を定める。

(対 象)

第2条 この細則の対象となる公的研究費は、「川崎医療短期大学公的研究費の取扱いに関する規程」第2条に定める国、地方公共団体又はその外郭団体等から配分される競争的資金を中心とした次の公募型の研究資金をいう。

- (1) 科学研究費助成事業
- (2) 省庁、省庁管轄の独立行政法人（文部科学省、独立行政法人科学技術振興機構（JST）等）の受託研究費
- (3) 各省庁、省庁所轄の独立行政法人の助成金
- (4) 文部科学省・私立大学戦略的研究基盤形成支援事業
- (5) 前各号に定めるもののほか、地方公共団体、特殊法人等が配分する研究資金

(監査区分)

第3条 公的研究費に係る内部監査は、次の各号のとおり区分する。

- (1) 科学研究費助成事業の通常監査（以下「科研費通常監査」という。）
- (2) 科学研究費助成事業の特別監査（以下「科研費特別監査」という。）
- (3) 科学研究費助成事業を除く公的研究費の監査（以下「公的研究費監査」という。）
- (4) 公的研究費の運営・管理体制の監査（以下「部局等監査」という。）
- (5) 公的研究費リスクアプローチ監査（以下「リスクアプローチ監査」という。）
- (6) 学長の命により実施する臨時監査（以下「臨時監査」という。）

(監査対象及び方法)

第4条 前条に定める内部監査は、毎年度、定期的に次の各号のとおり実施する。

(1) 科研費通常監査

川崎医療短期大学において、科学研究費助成事業の交付を受けている研究種目から、研究課題数の概ね10%以上を対象として、各種申請書、帳票類の突合せ、質問等により実施する。

(2) 科研費特別監査

前号の科研費通常監査の対象となったもののうち、概ね10%以上を対象として、実際の購入物品の納品状況及び使用状況、出張、研究補助者等の勤務実態など事実関係の厳密な確認などを含めた調査を実施する。

(3) 公的研究費監査

科学研究費助成事業を除く公的研究費を対象に前2号に準じて行う。

(4) 部局等監査

各種帳票類の突合せ、質問等に加え、公的研究費の運営・管理体制に関わる関係者にヒアリングを行い、不正使用防止を含めた運営・管理体制の有効性及び効率性を検証する。

(5) リスクアプローチ監査

不正使用が発生するリスク要因に着目した次のリスクアプローチ監査を実施する。

- ① 研究者等の旅費の一定期間分抽出による出張（目的、内容、交通手段、宿泊場所等）に関する

ヒアリング

- ② 非常勤雇用者を対象とした勤務実態（勤務内容、勤務時間等）に関するヒアリング
- ③ 納品後の物品等（換金性の高い物品等）の現物確認
- ④ 研究計画に比して、予算執行が著しく遅れている研究者等へのヒアリング
- ⑤ 取引業者の帳簿との突合で、架空発注がないかの確認

(6) 臨時監査

必要に応じて学長の命により行う。

- 2 監査の実施にあたっては、監事及び監査法人と連携し、その助言を活用することができる。

(監査結果)

第5条 監査責任者は、監査終了後遅滞なく、監査報告書を学長に提出しなければならない。

- 2 監査責任者は、監査の実施後、被監査部門に対し、その結果及び所見について講評を行い、被監査部門との合意に基づく監査結果の報告書を作成し、学長に報告しなければならない。

(改善是正の措置)

第6条 学長は、改善又は是正の必要があるものについては、該当する研究者の所属長を通してその措置を命じるものとする。

- 2 前項の措置を命じられた所属長は、直ちにその措置を取り、学長に報告しなければならない。

(監査結果の事後確認)

第7条 監査責任者は、必要があると認められたときは、監査結果の改善事項について、学長に報告し、監査対象者に事後確認を実施する。

(所 管)

第8条 公的研究費の監査は、事務室が所管する。

(改 廃)

第9条 この細則の改廃は、運営委員会の議を経て行う。

附 則

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 川崎医療短期大学科学研究費に係る内部監査規程（平成27年4月1日施行）は、廃止する。